



# 山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(22)

## 目 次

### 企業局関係

#### 規 程

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程..... 1  
 山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程..... 同

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第7号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の表電気課の項係名の欄中 「土木係」 を 「」 に改める。

第17条の表山形県企業局南部発電管理事務所の項係名の欄中 「電気係、ダム管理係」 を

「」 に改める。

第27条第3項の表業務課の項係名の欄中 「給水係」 を 「」 に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第8号

山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生管理規程(昭和50年3月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「衛生教育」を「衛生のための教育」に改める。

第9条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第10条第1項第1号中「教育の実施」を「措置」に改める。

第13条第1項第1号中「の実施及びその」を「及び面接指導等(法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法

第66条の9に規定する必要な措置をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの」に改める。

第34条中「予防接種」を「感染症等の発生のおそれがあると認められるときは、直ちに予防接種」に改める。

第35条第1項第5号を次のように改める。

(5) 生活習慣病健康診断

第36条中「(以下「産業医等」という。)」を削る。

第37条第1項中「産業医等」を「産業医」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

(面接指導等)

第41条の2 安全衛生管理責任者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第52条の2第1項で定める要件に該当する職員その他の健康への配慮が必要な職員に対する面接指導等を実施しなければならない。

2 前項の面接指導等の内容、対象となる職員等については、安全衛生管理責任者が別に定める。

第42条の見出し中「病状報告書」を「病状報告書等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 安全衛生管理責任者は、職員が死亡した場合において、今後の職員の安全及び健康の管理に資するため必要があると認めるときは、当該職員の所属長に対し、死亡報告書の提出を求めることができる。

第45条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 死亡報告書

附 則

この規程は、公布の日から施行する。